

一般財団法人大阪府老人クラブ連合会

分担金の徴収に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人大阪府老人クラブ連合会（以下「府老連」という。）定款第 3 6 条に基づき、府老連に加盟する市町村老人クラブ連合会からの分担金の徴収について定める。

(分担金の算出基準)

第 2 条 分担金の金額は、各市町村老人クラブ連合会に加入する老人クラブ会員 1 名当たり年額 1 0 0 円とする。

2. 会員数の算出基準は、各年度 5 月 1 日現在の会員数とする。

各市町村老人クラブ連合会分担金 会員数 × 1 0 0 円

(分担金の納期)

第 3 条 分担金の納入期限は、前期分を 6 月末まで、後期分を 1 0 月末までの納入を原則とする。

ただし、一括納入及び申出による納期を変更する場合はこの限りではない。

附 則 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。